

平成28年度

---

## スチュワードシップ活動の報告

(厚生年金保険給付組合積立金)



# 目次

1. はじめに	
・ 東京都職員共済組合がスチュワードシップ責任を果たすための対応について	2
・ 平成28年度の株主議決権行使ガイドラインの改正等	2
・ 運用報告書による取り組みの公表	2
・ 平成28年度の運用受託機関へのモニタリング	2
2. 株主議決権の行使状況	
・ 議決権行使結果	3
・ 議案内容毎の行使事例 ①	4
・ 議案内容毎の行使事例 ②	5
3. エンゲージメントの実施状況	
・ エンゲージメント活動件数	6
・ 運用受託機関におけるエンゲージメントの実施プロセス及び体制	7
・ 運用スタイル毎のエンゲージメントの実施プロセス事例	8
・ 一定の成果に結びついたエンゲージメント事例	9
4. 平成28年度の取り組みの総括	
・ 報告及びヒアリングを通じて確認された事項 【株主議決権行使】	10
・ 報告及びヒアリングを通じて確認された事項 【エンゲージメント】	10
・ 運用受託機関の優れた取り組みと課題	11
5. 今後の取り組み	
・ 都共済における今後の取り組み	12
6. 資料集	
・ スチュワードシップ活動に関する方針 ①	13
・ スチュワードシップ活動に関する方針 ②	14
・ 平成28年度のスチュワードシップ活動に関する質問票	15

# 1. はじめに

## ○東京都職員共済組合がスチュワードシップ責任を果たすための対応について

東京都職員共済組合（以下、「都共済」と言う。）は、厚生年金保険給付組合積立金の運用において、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすべく、投資先企業に対する議決権行使やエンゲージメント活動を通して、投資先企業に対して長期的な株主価値増大に資する経営の実践を求めています。

都共済はスチュワードシップ活動を効率的に、且つ確実に進展させていくために、平成26年8月25日に「日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明」、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」、及び「株主議決権行使ガイドライン」を公表、その中でスチュワードシップ責任の全うに向けた都共済の方針や具体的な基準等を明示し、運用受託機関への周知徹底を図りました。

都共済が定めたそれらの諸ルールを基に、運用受託機関は投資先企業に関する課題設定、改善提案、経営者との認識の共有化、改善策の進捗管理や議決権行使等の作業に取り組み、当該企業の長期的な株主価値増大を図ります。

都共済は、運用受託機関への定期的なヒアリングを通して、運用受託機関の活動の適切性や進捗、成果等を確認すると共に、必要に応じて、諸ルールの見直しを行うことにより、着実な目標の達成を目指します。

## ○平成28年度の株主議決権行使ガイドラインの改正等

都共済は、平成27年10月1日に被用者年金一元化に合わせて、「日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明」、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の最終改訂を行いました。

## ○運用報告書による取り組みの公表

都共済は、平成27年度より、地方公務員等共済組合法に基づき、株式の議決権に関する状況等を記載した運用状況報告書を毎年度公表することが義務付けられました。それを受けて平成28年3月に、都共済のホームページに「平成27年度におけるスチュワードシップ活動の状況について」を公表しました。

## ○平成28年度の運用受託機関へのモニタリング

都共済は、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の適切性の確認や、進捗、成果等の情報収集を目的に、毎年、運用受託機関からスチュワードシップ活動に関する報告を受領し、それを基にヒアリングを実施しています。

因みに、平成28年度の運用受託機関へのモニタリングでは以下の点に主眼を置きました。

### 株主議決権行使

- ・運用受託機関の行使状況と都共済の「株主議決権行使ガイドライン」との整合性の確認
- ・株主価値増大に向けたコーポレート・ガバナンス等の改善状況の確認

### エンゲージメント

- ・エンゲージメント活動の進捗、成果等の確認
- ・議決権行使とエンゲージメント活動の相乗効果の確認

## 2. 株主議決権の行使状況

### ○議決権行使結果

厚生年金保険給付組合積立金では、平成27年7月～平成28年6月の期間において、国内株式の運用受託機関2社を通じて、平成27年4月～平成28年3月に決算を迎えた企業延べ1,937社に対して、株主議決権を行使しました。また、行使議案数は延べ7,655議案でした。

全7,655議案のうち、反対行使は1,662議案（うち、株主提案議案は135議案）、反対比率は21.7%（前年度比▲3.4ポイント）でした。そのうち、取締役会・取締役に関する議案については44.6%（前年度比▲9.1ポイント）、監査役会・監査役に関する議案は16.4%（前年度比▲2.2ポイント）、役員報酬等に関する議案は12.3%（前年度比▲8.7ポイント）、剰余金の処分に関する議案は4.9%（前年度比▲1.0ポイント）に対して反対を行使しました。

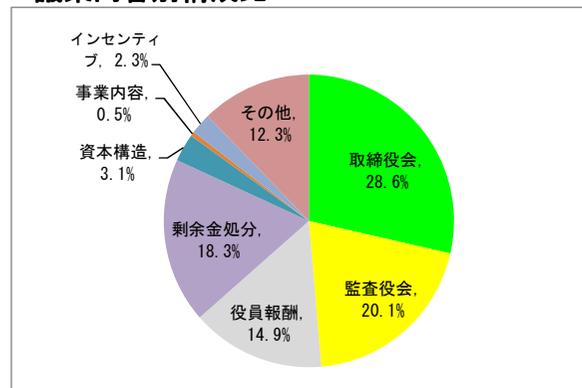
### 株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金）

対象：平成27年4月～平成28年3月決算企業

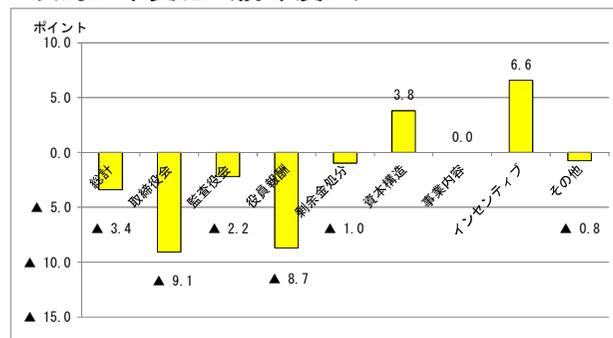
議案内容	合計	賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比	比率	比率	比率	
総計	7,655	100.0%	78.3%	21.7%	25.1%	
うち株主提案に関するもの	136	1.8%	0.7%	99.3%	97.5%	
内訳	7,655	100.0%	78.3%	21.7%	25.1%	
取締役会・取締役に関する議案	2,187	28.6%	55.4%	44.6%	53.7%	
監査役会・監査役に関する議案	1,538	20.1%	83.6%	16.4%	18.6%	
役員報酬等に関する議案	1,142	14.9%	87.7%	12.3%	21.0%	
剰余金の処分に関する議案	1,400	18.3%	95.1%	4.9%	5.9%	
資本構造に関する議案	234	3.1%	84.2%	15.8%	12.0%	
うち敵対的買収防衛策に関するもの	112	1.5%	72.3%	27.7%	-	
うち増減資に関するもの	7	0.1%	85.7%	14.3%	-	
うち第三者割当に関するもの	2	0.0%	100.0%	0.0%	-	
うち自己株式取得に関するもの	5	0.1%	40.0%	60.0%	-	
事業内容の変更等に関する議案	36	0.5%	100.0%	0.0%	0.0%	
役職員のインセンティブ向上に関する議案	176	2.3%	79.5%	20.5%	13.9%	
その他議案	942	12.3%	83.9%	16.1%	16.9%	

\* 被用者年金制度が厚生年金保険制度に一元化された平成27年10月以前の行使結果を含みます。

### 議案内容別構成比



### 反対比率変化（前年度比）



## 2. 株主議決権の行使状況

### ○議案内容毎の行使事例 ①

#### 取締役会・取締役に関する議案

- ・ 反対比率：平成27年度 53.7%→平成28年度 44.6%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 独立性に問題がある社外取締役
- ・ 業績不振企業の連続再任取締役
- ・ 取締役会への出席率が低い社外取締役

#### 監査役会・監査役に関する議案

- ・ 反対比率：平成27年度 18.6%→平成28年度 16.4%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 独立性に問題がある社外監査役
- ・ 監査役の減員
- ・ 取締役会への出席率が低い社外監査役

#### 役員報酬等に関する議案

- ・ 反対比率：平成27年度 21.0%→平成28年度 12.3%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 退職慰労金を監査役に付与
- ・ 業績不振企業における退職慰労金の付与

#### 剰余金処分に関する議案

- ・ 反対比率：平成27年度 5.9%→平成28年度 4.9%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 内部留保蓄積を優先すべき根拠が不明確

議案内容	企業	反対理由
取締役会・取締役に関する議案	東証一部 電気機器	独立性に問題がある社外取締役 社外取締役が大株主出身者のため反対
	東証一部 建設	業績不振企業の連続再任者 業績不振に関して責任がある取締役の再任に反対
	東証一部 建設	取締役会の出席率が低い社外取締役 取締役会への出席率が低かったため反対
監査役会・監査役に関する議案	東証一部 小売業	独立性に問題がある社外監査役 社外監査役が大株主出身者のため反対
	東証一部 サービス	監査役の減員 業績不振に関して責任がある取締役の再任に反対
	東証一部 建設	取締役会の出席率が低い社外監査役 取締役会への出席率が低かったため反対
役員報酬等に関する議案	東証一部 卸売業	退職慰労金を監査役に付与 退職慰労金の付与対象者に監査役が含まれていたため反対
	東証一部 建設	業績不振企業における退職慰労金の付与 業績不振にも係らず、退職慰労金の付与を提案した議案に反対
剰余金処分に関する議案	東証一部 化学	内部留保蓄積を優先すべき根拠が不明確 総還元性向の水準が不十分のため反対

## 2. 株主議決権の行使状況

### ○議案内容毎の行使事例 ②

#### 資本構造に関する議案

- ・ 反対比率：平成27年度 12.0%→平成28年度 15.8%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 株主価値向上への貢献が期待しづらい買収防衛策
- ・ 独立委員会の独立性に問題がある買収防衛策

#### 事業内容等の変更に関する議案

- ・ 反対比率：平成27年度 0.0%→平成28年度 0.0%

#### 役職員のインセンティブ向上に関する議案

- ・ 反対比率：平成27年度 13.9%→平成28年度 20.5%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 退職慰労金を社外取締役に付与

#### その他議案

- ・ 反対比率：平成27年度 16.9%→平成28年度 16.1%
- 【反対行使の主な理由】
- ・ 会計監査人の責任免除
- ・ 合理性のない株式発行枠の拡大
- ・ 剰余金処分の取締役会への付与

\* 平成27年度の対象：平成26年4月～平成27年3月決算企業  
平成28年度の対象：平成27年4月～平成28年3月決算企業

議案内容	企業	反対理由
資本構造に関する議案	東証一部 サービス	株主価値向上への貢献が期待しづらい買収防衛策 買収者以外の株主に与える影響の説明がないため反対
	東証一部 建設	独立委員会の独立性に問題がある買収防衛策 買収防衛策が企業側の利益本位で運営される可能性があるため反対
役職員のインセンティブ向上に関する議案	東証一部 食料品	退職慰労金を社外取締役に付与 退職慰労金の付与対象者に社外取締役が含まれていたため反対
その他議案	東証一部 パルプ・紙	会計監査人の責任免除 会計監査人の責任免除はガバナンスの後退につながる恐れがあるため反対
	東証一部 不動産	合理性のない株式発行枠の拡大 1株当たり利益の希薄化につながる恐れがある発行枠の拡大について合理的な説明がないため反対
	東証一部 食料品	剰余金処分の取締役会への付与 配当に関する決定権限取締役会への付与は株主の利益を損なう可能性があるため反対

### 3. エンゲージメントの実施状況

#### ○エンゲージメント活動件数

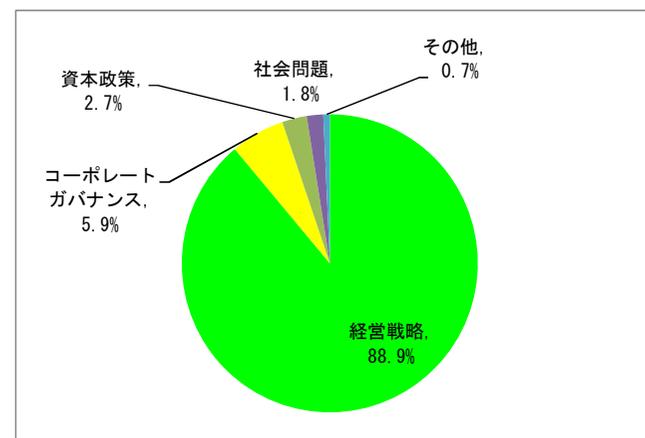
厚生年金保険給付組合積立金では、平成27年4月～平成28年3月の期間において、国内株式の運用受託機関全2社を通じて、延べ954社に対して、エンゲージメントを実施しました。また、実施件数は延べ2,921件でした。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は493件で、全体の16.9%となりました。

エンゲージメントの主な内容は企業の経営課題など経営戦略に関する対話が2,596件と全体の88.9%を占め、次いで取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が171件（同5.9%）、株主還元策など資本政策に関する対話が80件（同2.7%）となりました。

平成27年4月～平成28年3月の期間におけるエンゲージメント活動件数

対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
	構成比	比率	比率	比率
総計	2,921	100.0%	493	16.9%
経営戦略に関する対話	2,596	88.9%	467	18.0%
コーポレートガバナンスに関する対話	171	5.9%	11	6.4%
資本政策に関する対話	80	2.7%	12	15.0%
情報公開に関する対話	0	0.0%	0	-
社会問題に関する対話	52	1.8%	2	3.8%
環境問題に関する対話	12	0.4%	0	0.0%
その他の対話	10	0.3%	1	10.0%

議案内容別構成比



\* 活動件数は重複を含んだ件数です。

\* 被用者年金制度が厚生年金保険制度に一元化された平成27年10月以前の活動を含みます。

### 3. エンゲージメントの実施状況

#### ○運用受託機関におけるエンゲージメントの実施プロセス及び体制

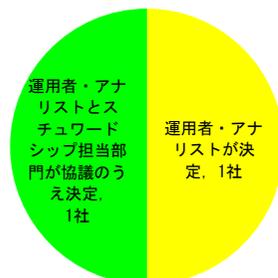
実施プロセスについては、運用担当者やアナリストに対話企業や対話内容の決定権限を付与している運用受託機関が1社、運用担当者やアナリストとステュワードシップ担当部門の協議のうえ決定している運用受託機関が1社となっていました。

対話の進捗状況等のモニタリングについても、運用担当者やアナリストによるモニタリングが行われている運用受託機関、及び、運用担当者やアナリストとステュワードシップ担当部門がモニタリングを担っている運用受託機関がそれぞれ1社ずつという結果でした。

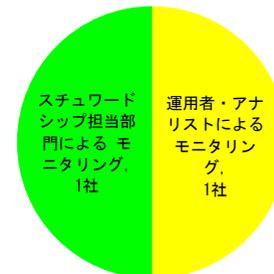
担当人員については2社とも30名強の担当者が作業に従事していました。

また、実施企業数についてはアクティブ運用に携わる運用受託機関（1社）は160社を対象に、一方、パッシブ運用に携わる運用受託機関（1社）は794社を対象にエンゲージメント活動を行いました。

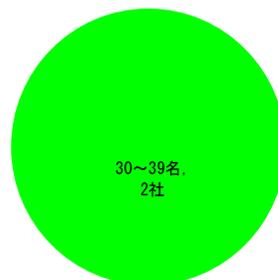
対話先企業の選定や対話内容の決定主体



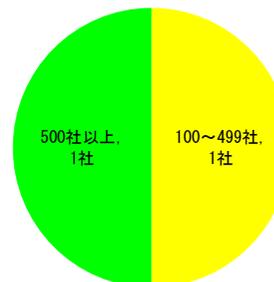
進捗状況等のモニタリング実施主体



各運用機関におけるエンゲージメント担当人員数



各運用受託機関における延べ対話企業数



### 3. エンゲージメントの実施状況

#### ○運用スタイル毎のエンゲージメントの実施プロセス事例

エンゲージメント対象企業の選定について、アクティブ運用においてはアナリストとガバナンス担当者が協議の上、費用対効果に留意しつつ、対象企業を選定する方式を採用していました。一方、パッシブ運用においては時価総額の大きい銘柄や個々の業界のリーディングカンパニー等、株式市場全体への影響度を勘案して、対象銘柄を選定を行っていました。

また、対話内容の決定に関しては、何れの運用スタイルにおいても、様々な切り口で投資先企業との対話を進める中で、エンゲージメントの重点銘柄を絞り込んでいく様子が窺われますが、パッシブ運用において実践されているテーマの類型化はテーマ設定の効率性追求、知見の水平展開、進捗や成果の分析に際して有効性が高いと評価しています。

プロセス	運用スタイル	具体的な内容
対象企業の選定	アクティブ	アナリストとガバナンス担当者が協議の上、対象企業を選定 通常の企業取材を通じた企業との対話、及びガバナンス担当者によるガバナンスを主題とする企業との対話の踏まえ、両者の協議により、企業価値向上が見込まれる銘柄を選定
	パッシブ	株式市場全体への影響度に注目して対象企業を選定 長期的視点に立ち、株式市場全体への影響度を考慮しつつ、企業価値向上が見込まれる銘柄を選定

プロセス	運用スタイル	具体的な内容
対話内容の決定	アクティブ	様々な切り口から建設的対話を推進 資本効率の改善その他の経営改善のための意見表明を行うなど、企業の持続的成長を促すことを目的に建設的な対話に努める。また、社会・環境問題が企業価値に影響やガバナンスも注視する
	パッシブ	テーマを類型化し、株主価値最大化に資するテーマを選択 エンゲージメントのテーマを、①企業戦略、②財務、③資本構造、④ガバナンス、⑤リスク（社会・環境問題を含む）、⑥その他（反社会的行為等）に類型化。5つのテーマの中から、エンゲージメント重点銘柄の株主価値最大化に資するテーマを選択する

### 3. エンゲージメントの実施状況

#### ○一定の成果に結びついたエンゲージメント事例

個別のエンゲージメント活動の詳細は以下の通りですが、コーポレートガバナンス、資本効率、社会問題や環境問題等のテーマについて、経営に対して建設的な提案や働き掛けが行われると共に、経営との認識の共有化に至った事例が確認されました。また、それらのうち、多くの銘柄で企業価値向上に向けた前向きな取り組みが行われたか、若しくは行われる見通しで、株主価値向上に向けた今後の成果が期待されます。

対話項目	企業	具体的な内容	
コーポレートガバナンスに関する対話	東証一部化学	対話	事業領域が広く複雑な組織においては高度なガバナンスが求められるとの見解を示し、企業価値向上に向けた問題意識、具体的な取組みに向けて社外取締役4名と意見交換を行った。
		成果	資本効率の改善に向け、取締役会の実効性向上が必要との問題意識を社外取締役と共有することができた。
資本政策に関する対話	東証一部建設	対話	政策株式の保有割合が大手ゼネコンの中でも高いことを指摘。コーポレートガバナンス報告書で政策株式保有の見直しを打ち出していることに着目し、売却の可能性や売却資金の用途等、資本効率の改善について議論を行った。
		成果	政策保有株式の有効活用について前向きな回答が得られた。
	東証一部情報・通信	対話	資本の非効率性と株主還元拡充の必要性を指摘すると共に、総還元性向の引き上げを要望した。
		成果	配当性向が引き上げられた。

対話項目	企業	具体的な内容	
社会問題に関する対話	東証一部サービス	対話	労務管理問題に関するリスク認識を共有するとともに、労務管理問題に伴うレピュテーション低下のリスクについても意見交換を行った。
		成果	労務管理問題に関するリスク認識の共有に加え、具体的な労務管理問題の再発防止策の実施を確認することが出来た。
	東証一部輸送用機器	対話	燃費不正問題を起こした企業の経営に対し、再発防止策の徹底とガバナンス体制の強化を要請した。
		成果	社内処分と第三者委員会の報告を踏まえた再発防止策の徹底により信頼回復に努めるとの回答が得られた。不祥事に対する会社側のリスク認識及び適切な対応を確認することが出来た。
環境問題に関する対話	東証一部機械	対話	構造問題を抱えている企業に対して、業績低迷局面だからこそ、企業価値向上に向けたESGに対する取組みを強化することの重要性について議論を行った。
		成果	ESGに関する情報開示の遅れを経営陣と共有。まずは外部機関も活用し情報開示改善に積極的に取り組むたいとの回答が得られた。

## 4. 平成28年度の取り組みの総括

### ○報告及びヒアリングを通じて確認された事項【株主議決権行使】

- ・都共済のガイドラインに沿って、株主議決権が適切に行使されていることを確認しました。
- ・都共済が委託する国内株式ファンドにおいて、都共済の株式議決権行使ガイドラインが概ね、各社のガイドライン等に優先適用されていることを確認しました。
- ・今年度の議決権行使結果に関して、反対比率が低下したことは、企業のコーポレートガバナンスが都共済のコーポレートガバナンス原則に示した企業像に近づいたことを示しているものと評価されます。しかし、①個々の議案については取締役会・取締役に関する議案、監査役会・監査役に関する議案、役員報酬等に関する議案のように反対比率が低下した議案が見られる一方、資本構造に関する議案、役職員のインセンティブ向上に関する議案では反対比率が上昇していること、②反対比率が低下したとは言え、取締役会・取締役に関する議案の反対比率は44%と、依然として高水準にあること等、引き続き、企業のコーポレートガバナンスの改善・向上に向けた不断の取り組みが必要です。

### ○報告及びヒアリングを通じて確認された事項【エンゲージメント】

- ・都共済が委託する何れの運用受託機関においても、エンゲージメント活動の対象企業の絞り込み、対話内容の選定等、明確な実施方針を策定すると共に、実施プロセスについても確実な成果の顕在化に向けてPLAN-DO-CHECK-ACTの仕組みを確立させていることを確認しました。
- ・アクティブ運用と対象銘柄の選定方法等を切り分けつつ、パッシブ運用についてもエンゲージメント活動が活発に行われていることを確認しました。
- ・エンゲージメントの対話内容としては経営戦略が大半を占める結果となっていましたが、今後、コーポレートガバナンスや資本政策等、他の対話内容を拡大させることにより、更に多面的観点でエンゲージメント活動が行われていくことが期待されます。
- ・エンゲージメント活動の面談相手としては社長やCFOの他、社外取締役やSR (Shareholder Relations) 部と議論が行われた事例も見られ、エンゲージメント活動の活性化に向けた受託運用機関の創意工夫の跡を窺うことができました。
- ・運用受託機関のエンゲージメント活動の陣容としては各社共、概ね30名程度で、エンゲージメント活動に多くのマンパワーを振り向けていることが確認できました。尚、都共済が委託する何れの運用機関についても、外部のエンゲージメントサービスの提供は受けずに、自社内でエンゲージメント活動を完結させていました。

## 4. 平成28年度の取り組みの総括

### ○運用受託機関の優れた取り組みと課題

- ・投資家のスチュワードシップ活動に対する期待感の高まり等を背景に、運用受託機関各社とも、平成27年度に議決権行使ガイドラインの見直しや対話方法の高度化を図りました。現状に甘んじることなく、株主価値の最大化に取り組む運用受託機関各社の真摯な取り組み姿勢を確認することができました。
- ・運用受託機関各社においては社内体制の整備に加えて、外部の議決権行使サービスの活用により、短期間に作業が集中する議決権行使について、議決権行使ガイドラインに沿った正確、且つ効率的な行使作業が行われていることを確認しました。
- ・エンゲージメント活動においては、運用受託機関が経営者と徹底した議論を行い、言わば企業経営に携わるパートナー的な立場に立って経営者と共に企業価値創造に取り組むことによって成果に繋がる事例が増えたことは、運用受託機関のエンゲージメントに関する習熟度の高まりを示しているものと評価しています。
- ・但し、現状では、投資先企業に占めるエンゲージメント対象企業の構成比や対話の頻度は、運用受託機関によってバラツキが見られるのが実情です。都共済は議決権行使とエンゲージメント活動の相乗効果の追求こそが、企業価値最大化を達成するための必要条件であると考えています。今後、運用受託機関がエンゲージメント活動の一層の量的、質的レベルアップに取り組むことを期待しています。

## 5. 今後の取り組み

### ○都共済における今後の取り組み

- ・運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施と、モニタリング結果を踏まえたスチュワードシップ活動の一層の深化
- ・他の公的年金等との連携強化や共働によるスチュワードシップ活動の効率性の追求と成果の最大化
- ・法改正等に対応した「東京都職員共済組合コーポレートガバナンスコード」、及び、「株主議決権行使ガイドライン」（国内株）等の見直し
- ・外国株式の議決権行使ガイドラインの整備に向けた検討作業の推進

## 6. 資料集

### ○ステewardシップ活動に関する方針 ①

#### 日本版ステewardシップ・コードの受け入れ表明 (平成27年10月1日最終改訂)

東京都職員共済組合はここに日本版ステewardシップ・コードの各原則を受け入れる旨を表明する。

- 原則1. 機関投資家は、ステewardシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則2. 機関投資家は、ステewardシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステewardシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、ステewardシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やステewardシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

#### 東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則 (平成27年10月1日最終改訂)

##### 1 趣旨

東京都職員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の1人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

##### 2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

###### (1) 組合の基本的視点

組合は、地方公務員共済制度の中で厚生年金保険給付組合積立金、経過の長期給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を運用するという役割を担っており、他の公的年金と同様に忠実義務及び注意義務から成る受託者責任を負っていると考えられる。

組合が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、組合は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものであり、万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていく。

さらに、組合は公的年金の一つとして社会的責任を果たしていくことが求められていると考えられ、この意味においてもコーポレートガバナンスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

\* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

## 6. 資料集

### ○ステewardシップ活動に関する方針 ②

#### 株主議決権行使ガイドライン (平成27年2月27日改訂)

##### 1 目的

東京都職員共済組合（以下「組合」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての組合の意見が十分反映されるように、組合が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、国内株式議決権行使ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定める。

##### 2 運用

組合の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、組合よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、組合自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当面は原則として具体的な議決権行使の判断は、このガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合は、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。組合はまた、貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、組合で、統一的に行使すべき事案と判断する場合には、個別企業の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

組合は、受託者に対して株主議決権の行使状況等に関する報告を求め、受託者の評価の一つとして考慮するものとする。

\* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

## 6. 資料集

### ○平成28年度のステュワードシップ活動に関する質問票

No.	質問内容
<b>Q1</b>	<b>日本版ステュワードシップ・コードに関連して</b>
Q1-1	原則11に関連して、ステュワードシップ責任を果たすための方針について、ご回答下さい。※昨年、回答した場合は昨年回答時以降に変更した点についても併せてご回答下さい。
Q1-2	原則2に関連して、利益相反の管理方針に基づいた利益相反防止が行われていることについて、ご回答下さい。※昨年、回答した場合は昨年回答時以降に変更した点についても併せてご回答下さい。
Q1-3	原則3と原則4の内容について、日本版ステュワードシップ・コードの受入れ表明前から実施していたかどうかについて、ご回答下さい。
Q1-4	Q1-3で、「実施していた」と回答した場合について、具体的な事例を2つ、3つご回答下さい。その際、以下への言及をお願いします。また、日本版ステュワードシップ・コードの受入れ表明を受けて強化した点があれば、合わせてご回答下さい： 原則3の「投資先企業の状況を実効的に把握するための考え方、或いは、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項を早期に把握するための考え方」、及び、原則4の「投資先企業と認識を共有するよう努めている事項」※昨年、回答した場合は、事例として挙げた企業のアップデートをお願いします。また、新たに回答できる事例がある場合は、併せてご回答下さい。
Q1-5	Q1-3で、「実施していなかった」と回答した場合について、日本版ステュワードシップ・コードの受入れ表明によって、新たに実施することとした点など変化した点について、ご回答下さい。※昨年、回答した場合は昨年回答時以降に変更した点についても併せてご回答下さい。
Q1-6	原則6に関連して、受益者に対してステュワードシップ責任をどのように果たしているか報告を行う方法について、ご回答下さい。※昨年、回答した場合は昨年回答時以降に変更した点についても併せてご回答下さい。
Q1-7	原則7に関連して、ステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うために体制の整備を行った場合はご回答下さい。※昨年、回答した場合は昨年回答時以降に行った体制の整備についても併せてご回答下さい。
Q1-8	ステュワードシップ責任を果たすに当たり、難易度が高いと思われる原則や課題等があればご回答下さい。
<b>Q2</b>	<b>議決権行使全般</b>
Q2-1	運用機関名およびファンドに関する情報、対象企業数および議決権行使の結果をご記入下さい。
Q2-2	貴社の直近の議決権行使ガイドラインをファイルで添付して下さい。また、ガイドライン以外に内規等がある場合、そのファイルも添付して下さい。
Q2-3	貴社の直近の議決権行使基準について、具体的にご記入下さい。前回からの変更点があれば、変更内容と背景についてご回答下さい。※前回未回答の運用機関においては、「前回」を「昨年」と読み替えて下さい。
Q2-4	貴社において議決権行使業務に従事している人員をご回答下さい。
Q2-5	前回と比べて貴社の議決権行使体制に変化がありましたら、ご回答下さい。※前回未回答の運用機関においては、「前回」を「昨年」と読み替えて下さい。
Q2-6	議決権を行使した企業を列挙して下さい。
Q2-7	外部の有料議決権行使サービスの提供者の名称をご回答下さい。(利用している場合のみ回答)
Q2-8	外部の有料議決権行使サービスの内容をご回答下さい。(利用している場合のみ回答)
Q2-9	外部の有料議決権行使サービスに議案の賛否推奨が含まれる場合、どの程度参照しているか、ご回答下さい。(利用している場合のみ回答)
<b>Q3</b>	<b>取締役及び監査役選任</b>
Q3-1	取締役及び監査役選任議案の行使状況についてご回答下さい。(親議案ベース)
Q3-2	取締役及び監査役選任議案について、社外者の独立性要件で反対した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
Q3-3	取締役選任議案について、社外取締役が複数選任されていない取締役会の取締役の選任で賛成した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙をお願いします。
Q3-4	取締役選任議案について、社外取締役の候補者の兼任の多さを理由として反対した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
Q3-5	取締役及び監査役選任議案について、Q3-2、Q3-4、以外の要因で反対した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
Q3-6	企業業績を精査するにあたっての考え方(特に目指すべき利益水準や最低でも達成すべき利益水準について)をご回答下さい。
Q3-7	業績が3期以上連続して赤字決算であるものの、業績改善が見込まれると判断し、取締役の再任に賛成した事例があれば、企業名とその理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
<b>Q4</b>	<b>役員報酬等</b>
Q4-1	役員報酬等に関して反対行使を行った事例があれば、議案の内容と反対した理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。

No.	質問内容
<b>Q5</b>	<b>資本の効率性</b>
Q5-1	剰余金処分議案において、具体的な要求配当水準等を決定している場合はその具体的な数値と、その考え方をご回答下さい。また、数値基準を定めていない場合は、判断基準を具体的にご回答下さい。
Q5-2	配当水準以外に、資本の効率性を判断する上で、重視している指標や基準があればご回答下さい。
Q5-3	剰余金の配当の決定を取締役に授権する定款変更議案に対してどのように考えるかをご回答下さい。
Q5-4	資本の効率性に問題があること(低配当性向、低ROE、過剰なキャッシュ保有等)をもって、反対行使を行った事例について、具体例を示してご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
<b>Q6</b>	<b>買収防衛策</b>
Q6-1	買収防衛策の導入・継続議案で、反対した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
<b>Q7</b>	<b>定款変更</b>
Q7-1	定款を一部変更する議案において、監査等委員会設置会社への移行に対して反対した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
Q7-2	定款を一部変更する議案について、責任限定契約締結の対象範囲として、業務執行を行わない取締役または社外監査役ではない監査役を含めることに反対した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
Q7-3	定款を一部変更する議案について、Q7-1及びQ7-2以外の要因で反対した事例があれば、その理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
<b>Q8</b>	<b>株主提案</b>
Q8-1	株主提案議案への行使状況についてご回答下さい。
Q8-2	株主提案議案に対して賛成した事例があれば、議案の内容と賛成した理由をご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
<b>Q9</b>	<b>反社会的行為</b>
Q9-1	反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的にご回答下さい。また、前回からの変更点があればご回答下さい。※前回未回答の運用機関においては、「前回」を「昨年」と読み替えて下さい。
Q9-2	反社会的行為を行った企業への対応についてご回答下さい。※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
<b>Q10</b>	<b>エンゲージメント活動全般</b>
Q10-1	貴社の直近のエンゲージメント実施方針について、具体的にご記入下さい。
Q10-2	貴社の直近のエンゲージメント実施プロセスについて、具体的にご記入下さい。
Q10-3	貴社の直近のエンゲージメント活動に従事している人員をご回答下さい。
Q10-4	本年度に実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および実施結果をご記入下さい。
Q10-5	本年度に実施したエンゲージメント活動に限らず、株主価値向上や株主価値毀損の回避に結びついた事例があれば、企業名と実施内容および結果について具体的な事例を最大5つまで記述して下さい。
Q10-6	外部のエンゲージメントサービスの提供者の名称をご回答下さい。(利用している場合のみ回答)
Q10-7	外部のエンゲージメントサービスの内容をご回答下さい。(利用している場合のみ回答)
<b>Q11</b>	<b>その他</b>
Q11-1	貴社と当連合会の議決権行使ガイドラインにおける判断基準に相違があれば、ご回答下さい。
Q11-2	判断基準の違いにより、実際の行使判断が他の顧客と異なった事例があれば、具体例を示してご回答下さい。
Q11-3	今回の議決権行使判断を終えて、貴社の体制等の課題があればご回答下さい。
Q11-4	今後の議決権行使に向けたガイドライン等や体制の変更を検討している点があればご回答下さい。
Q11-5	貴社の関係会社(資本関係があるか、同一の企業グループに属する企業)の議決権行使結果(不行使も含む)をご回答下さい。
Q11-6	コーポレートガバナンス・コードの公表に伴い、投資先企業への議決権行使や対話方法などについて、前回から変更を実施または検討している点があればご回答下さい。※前回未回答の運用機関においては、「前回」を「昨年」と読み替えて下さい。

\* Q1-1～Q1-7の原則は14ページの「日本版ステュワードシップ・コードの受け入れ表明文」をご参照下さい。